

太成学院大学 転学部・転学科規程

(目的)

第1条 この規程は、太成学院大学（以下、「本学」という。）の学則第12条の2の規定に基づき、転学部・転学科の取扱いについて定める。

(出願資格)

第2条 転学部・転学科を志願できる者は、本学学生とする。

2. 一度、転学部・転学科した者は、再度の転学部・転学科はできない。

(転学部・転学科の時期)

第3条 転学部・転学科の時期は学年の始めとし、期の途中では認めない。

2. 看護学部看護学科への転学部・転学科はできない。

(定員)

第4条 当該学部・学科の入学時における定員から欠員がある又は修学上支障のない範囲の場合に転学部・転学科を受け付けるものとする。

(手続)

第5条 複数学科への転学部・転学科の申請は認めない。

2. 転学部・転学科を申請する者は、所定の書類（学50号様式）に必要な事項を記入し、本学があらかじめ指定する期間内に所定の事務手数料を添え手続きを行うものとする。

(判定)

第6条 転学部・転学科の許可は、次の書類を参考にしたうえで総合的に判断し、転学部・転学科先の年次も含めて、当該学部の教授会の意見を聞き、学長が決定する。

(1) 転学部・転学科する理由

(2) 本学在籍中の単位修得状況、学業成績、出席状況等

ただし、転学部・転学科が許可されなかった場合は、当該学生が在籍していた学部・学科に留め置くものとする。

(受入年次)

第7条 転学部・転学科先の受入年次については、原則2年次とする。

2. 申請者の単位修得状況等に応じて、受入年次を決定する。

(既修得単位及び履修指導)

第 8 条 転学部・転学科が許可された学生に対し、既修得単位を配慮し、転学部・転学科が許可された学部・学科の授業科目の履修について適切な助言、指導を行わなければならない。

(手続費用)

第 9 条 学籍の変更手続費用等（学生証明書等）は、別途徴収するものとする。

(在籍年限)

第 11 条 転学部・転学科した学生の在籍期間は 10 年、在学期間は 8 年とする。いずれも転学部・転学科する前の期間を含む。

(休学)

第 11 条の 2 転学部・転学科した学生は、疾病その他やむを得ない事情により 3 カ月以上修学することのできない場合、学長の許可を得て休学することができる。ただし、学則第 15 条の 2 項に定める休学期間は転学部・転学科する前の期間を含む。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞き、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

イ. 章、見出し及び条、項並びに号の一部改正

第 2 条第 2 項・第 3 条第 1 項・第 4 条、第 5 条見出し・第 5 条第 1 項・
第 2 項・第 6 条見出し・第 6 条第 1 項・第 2 項・第 7 条見出し・
第 7 条・第 8 条第 2 項・第 9 条・第 10 条